低入札価格調査について

低入札価格調査に関しては次のとおりとなりますので、記載事項を十分確認してください。

1　対象者

低入札価格調査基準価格を下回る入札をされた方全員

2　提出書類

(1)　**誓約書（様式第１）**

(2)　**入札金額の積算内訳書（任意様式）**

(3)　**調査票（様式１）**

(4)　**調査票（様式１）の各項目に関連する添付書類**（別紙「調査票の記入にあたっての注意事項」を参照のこと。

3　提出期限

令和８年１月２９日（木）１７時まで・・・期限厳守

・期限までに提出のない場合は失格とします。

4　低入札価格調査に関するヒアリング調査について

・最低価格で入札した方を対象に、担当課と契約課によるヒアリング調査を行います。日時及び場所については資料提出後、別途連絡します。

・最低価格で入札した方のヒアリング調査の結果、落札候補者と決定する場合は、本件の低入札価格調査は終了となります。落札候補者としない場合は、次順位の方のヒアリング調査を行います（次順位も低入札価格調査対象者である場合に限る)。以下、同様に行います。

・ヒアリング結果については、決定後、ヒアリング対象者のみに連絡します。

5　入札結果の報告

・入札結果については、契約後、契約課事務室での掲示となります。

・案件により調査期間は異なりますので、結果報告日はお知らせできかねます。

6　関係要綱等

低入札価格調査については、次の要綱及び要領をよく確認してください（別添参照)。

(1)　業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日市長決裁）

(2)　業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成 15 年 10 月 21 日財政局長決裁）

様式第１（第６条関係）

誓　　約　　書

年　月　日

様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

当社は，労働社会保険諸法令，その他関連法令を遵守しており，また契約締結後においても同法令を遵守するとともに，説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

様式　1

調　査　票

調　査　項　目	内　　容
①業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制	
②労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能な場合の理由	
③現在実施している業務のその実施状況	
④価格の算定に当たり，技術計算等について外注している場合にあっては，その外注内容	

⑤以前受託した業務委託における実施状況	
⑥経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

様式１

【調査票の記入にあたっての注意事項】

調　査　票

調　査　項　目	内　　容
①業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制	**●本件全体の業務工程表等を提出すること。なお、仕様書に定める業務についての実施時期や回数、月間の人員配置（１日あたりの配置予定者数）等がわかるものを提出すること)。** **●従事予定者別の業務工程表等を提出すること。なお、各従事予定者の業務工種、月間の延べ従事時間数等がわかるものを提出すること。**
②労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能な場合の理由	**●本件の入札にあたり、どのような理由により市場価格以下の提供に至ったのか、その理由を詳細に記入すること。** **●入札金額の積算にあたって、特に経費を低減したものは何か、また、それはどのような理由から当該価格等で提供可能になったのか、具体的に記入すること。**
③現在実施している業務のその実施状況	**●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相手先、施設名、施設の規模、1 日の平均従事者数がわかるように記入すること（最大 20 件程度の実績で可)。** **●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。** **●欄が足らない場合は別紙を作成し添付すること。**
④価格の算定に当たり,技術計算等について外注している場合にあっては,その外注内容	**●本件の業務における外注の有無を記入すること。** **●外注する業務全てについて記入すること。** **●外注する業務の内容、予定している相手方、金額を記入すること。**

⑤以前受託した業務委託における実施状況	**●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相手先、施設名、施設の規模、1日の平均従事者数がわかるように記入すること（最大10件程度の実績で可）。** **●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。** **●欄が足らない場合は別紙を作成し添付すること。**
⑥経営状況等	**●現在の経営状況及び今後の見通しについて記入すること。** **●決算書のうち、貸借対照表及び損益計算書の写しを提出すること（過去３年分）。** **●現在の総従業員数を記入すること（業務内容別の内訳数及び雇用形態別の内訳数も記入すること）。**
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	**●本件の従事予定者のそれぞれについて、雇用形態（職名）、労働契約期間、１日あたりの予定労働時間、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の加入・非加入の状況を記入すること。** **●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。**
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成14年３月28日市長決裁）の全部を改正する。

（平成15年10月21日市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は，競争入札により請負（工事及び製造に係るものを除く。）の契約を締結しようとする場合において，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の10第１項（令第 167条の13により準用する場合を含む。）の規定により，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を調査のうえ，落札者としないときの手続等を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴ 契約権者　仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第７号）に定める委託契約の締結に係る決裁権者又は専決権者をいう。

⑵ 入札執行者　入札事務を執行する職員をいう。

⑶ 調査基準価格　仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第12条第６項（規則第16条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて作成する，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合の基準となる価格をいう。

⑷ 低価格入札　調査基準価格を下回る入札をいう。

⑸ 低価格入札者　調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

⑹ 最低価格入札者　調査基準価格を下回り，最低の価格で入札を行った者をいう。

⑺ 特例政令適用基準額　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。

⑻ 契約事務委員会　仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成６年仙台市訓令第18号。以下「訓令」という。）第１条第１号に規定する契約事務特別委員会，同条第３号に規定する契約事務青葉区委員会，契約事務宮城野区委員会，契約事務若林区委員会，契約事務太白区委員会及び契約事務泉区委員会並びに同条第４号に規定する契約事務宮城委員会及び契約事務秋保委員会をいう。

⑼ 契約担当課　財政局財政部契約課，区役所区民部総務課又は区役所総合支所総務課をいう。

（対象とする契約）

第３条　この要綱は，契約担当課において，次に掲げる業務委託契約を競争入札により締結しようとする場合について適用する。

⑴　工事に係る業務委託であって，その予定価格が特例政令基準額以上の，次に掲げるもの

ア　測量業務

イ　建築設計業務

ウ　土木設計業務

エ　地質調査業務

⑵　前号のほか，契約権者が特に必要と認める業務委託契約（ただし，清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱（平成31年3月14日財政局長決裁）において，低入札価格調査の実施について定められているものを除く。）

２　前項の場合においては，当該契約に係る規則第５条に規定する一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）を実施する場合にあっては当該公告に，令第 167条の12第２項に規定する指名競争入札の指名に係る通知（以下「指名通知」という。）を実施する場合にあっては当該通知に，この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

（調査基準価格）

第４条　第３条第１項第１号に掲げる業務における調査基準価格は，当該契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき，次の各号に掲げる業務区分に応じて，当該各号のアからエ（第１号にあってはアからウ）に定める額（当該額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）の合計額（以下「算定基礎額」という。）とする。ただし，算定基礎額が，当該各号のオ（第１号にあってはエ）に定める額を超える場合にあっては当該各号のオ（第１号にあってはエ）に定める額とし，当該各号のカ（第１号にあってはオ）に定める額に満たない場合にあっては当該各号のカ（第１号にあってはオ）に定める額（いずれも，当該額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）とする。

⑴　測量業務

ア　直接測量費

イ　測量調査費

ウ　諸経費に100分の50を乗じた額

エ　当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に100分の82を乗じた額

オ　予定価格（税抜き）に100分の60を乗じた額

⑵　建築設計業務

ア　直接人件費

イ　特別経費

ウ　技術料等経費に100分の60を乗じた額

エ　諸経費に100分の60を乗じた額

オ　予定価格（税抜き）に100分の81を乗じた額

カ　予定価格（税抜き）に100分の60を乗じた額

⑶　土木設計業務

ア　直接人件費

イ　直接経費

ウ　その他原価に100分の90を乗じた額

エ　一般管理費等に100分の50を乗じた額

オ　予定価格（税抜き）に100分の81を乗じた額

カ　予定価格（税抜き）に100分の60を乗じた額

(4)　地質調査業務

ア　直接調査費

イ　間接調査費に100分の90を乗じた額

ウ　解析等調査業務費に100分の80を乗じた額

エ　諸経費に100分の50を乗じた額

オ　予定価格（税抜き）に100分の85を乗じた額

カ　予定価格（税抜き）に３分の２を乗じた額

２　当該契約が前項各号に掲げる複数の業務から成る場合の調査基準価格は，前項の規定にかかわらず，その契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき前項各号に掲げる各業種区分ごとに算出した算定基礎額（ただし，算定基礎額が，前項各号のオ（第１号にあってはエ）に定める額を超える場合にあっては前項各号のオ（第１号にあってはエ）に定める額とし，前項各号のカ（第１号にあってはオ）に定める額に満たない場合にあっては前項各号のカ（第１号にあってはオ）に定める額（いずれも，当該額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額））の合計額とする。

３　第３条第１項第２号に掲げる業務における調査基準価格は，当該契約に係る予定価格（税抜き）に100分の65を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）とする。

（低価格入札があった場合の措置）

第５条　入札執行者は，低価格入札が行われたときは，落札の決定を保留するものとし，調査の上後日落札者を決定する旨を告げて，入札を終了する。

（調査等の実施）

第６条　低価格入札者は，低価格入札が行われた日から原則として７日以内に，誓約書（様式第１）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

２　契約権者は，低価格入札が行われたときは，当該低価格入札者により，当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか，及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき，設計担当課長とともに，次に掲げる事項について，低価格入札者からの事情聴取，関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし，低価格入札者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは，低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

(1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制

(2) 当該低価格入札者が，労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては，その理由

(3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況

(4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり，技術計算等について外注している場合にあっては，その外注内容

(5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況

(6) 当該低価格入札者の経営状況等

(7) 労働社会保険諸法令の遵守状況

(8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3　契約権者は，最低価格入札者について低価格調査票を作成するものとする。

（契約権者による措置）

第７条　契約権者は，前条の規定による調査の結果，当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであって，かつ，当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは，当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし，それ以外のときは，契約事務委員会に訓令第２条第１項第14号，第４条第７号又は第５条第２号に規定する低入札価格調査をさせなければならない。

（契約事務委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定）

第８条　前条後段の場合，契約事務委員会は，当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか，及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるかどうかについて調査及び判定を行い，その結果を低入札価格調査結果表により契約権者に提出するものとする。

2　契約権者は，前項の規定により提出された契約事務委員会の調査及び判定の結果を踏まえ，当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって，かつ，当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められないときは，当該最低価格入札者を落札者と決定し，それ以外のときは，落札者としないものとする。

（次順位価格の入札者等の準用）

第９条　契約権者は，前条第２項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合においては，予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは，当該次順位価格の入札者を落札者と決定し，次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは，当該入札者につき第６条第３項，第７条及び前条の規定を準用する。

2　次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては，次順位価格から順に低い価格の入札者について前項の規定を準用する。

（入札者への通知）

第10条　契約権者は，第７条，第８条第２項又は前条の規定により落札者を決定した場合は，直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに，他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2　契約権者は，第８条第２項の規定（前条により準用する場合を含む。）により，前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者としない場合，当該入札の申込みを行った者に対

してはその理由もあわせて通知するものとする。

３　第１項の規定による他の入札者全員に対する通知は，前項の場合を除き，入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

（契約の特約等）

第11条　契約権者は，契約の適正な履行を確保するため，第７条の規定により落札者を決定した場合（第９条において準用する場合を含む。）は契約書に別記１に掲げる条項を，第８条第２項の規定により落札者を決定した場合（第９条において準用する場合を含む。）は契約書に別記１及び別記２に掲げる条項を，それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

２　契約権者は，第７条又は第８条第２項の規定により落札者を決定した場合（第９条において準用する場合を含む。），第６条第１項に規定する誓約書のほかに，当該落札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

（労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査）

第11条の２　設計担当課長は，契約権者が第７条又は第８条第２項の規定により落札者を決定しその者を契約の相手方とした場合（第９条において準用する場合を含む。），当該契約の相手方に対し，当該業務の履行期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するために必要な書類について提出若しくは提示を求め，又は当該書類の内容について事情聴取を行うことができる。

（実施細目）

第12条　この要綱に関し必要な事項は財政局長が別に定める。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は，平成15年10月28日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は，この要綱の実施の日以後に発注手続に着手する業務委託契約について適用し，同日前に発注手続に着手した業務委託契約については，なお従前の例による。

附　則（平成16年3月4日改正）

（実施期日）

１　この改正は，平成16年3月15日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は，この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し，同日前に発注手続に着手したものについては，なお従前の例による。

附　則（平成16年12月16日改正）

（実施期日）

１　この改正は，平成17年1月1日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は，この要綱の実施の日以降に発注手続に着手する業務委託契約について適用し，同

日前に発注手続に着手した業務委託契約については，なお従前の例による。

附　則（平成18年３月22日改正）

（実施期日）

１　この改正は，平成18年３月22日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は，この改正の実施の日以後に入札を行う業務委託契約について適用し，同日前に入札を行った業務委託契約については，なお従前の例による。

附　則（平成19年６月30日改正）

（実施期日）

１　この改正は，平成19年７月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は，平成19年７月18日以後に発注手続に着手する契約について適用し，同日前に発注手続に着手したものについては，なお従前の例による。

附　則（平成23年４月１日改正）

（実施期日）

この改正は，平成23年４月１日から実施する。

附　則（平成24年９月18日改正）

（実施期日）

この改正は，平成24年９月18日から実施する。

附　則（平成26年9月26日改正）

（実施期日）

１　この改正は，平成26年10月１日から実施する。

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は，平成26年10月１日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し，同日前に行われた入札公告等に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（平成28年3月18日改正）

（実施期日）

１　この改正は，平成28年4月１日から実施する。

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は，平成28年4月１日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し，同日前に行われた入札公告等に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（平成29年3月14日改正）

この改正は，平成29年４月１日から実施する。

附　則（平成29年5月31日改正）

この改正は，平成29年６月１日から実施する。

附　則(平成31年３月18日改正)

この改正は，平成31年４月１日から実施する。

附　則（令和2年3月2日改正）

（実施期日）

１　この改正は，令和2年4月1日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は，令和2年4月1日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し，同日前に行われた入札公告等に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（令和2年4月1日改正）

（実施期日）

１　この改正は，令和2年4月1日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の別記２の規定は、この改正の実施の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附　則（令和2年9月28日改正）

（実施期日）

１　この改正は，令和2年10月1日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の別記２の規定は、この改正の実施の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附　則（令和7年3月4日改正）

（実施期日）

１　この改正は，令和7年4月1日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は，この改正の実施の日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し，同日前に行われた入札公告等に係る契約については，なお従前の例による。

様式第１（第６条関係）

誓　　約　　書

年　月　日

様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

当社は，労働社会保険諸法令，その他関連法令を遵守しており，また契約締結後においても同法令を遵守するとともに，説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

別記１　特に定めた契約条件

（業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取）

第１条　受注者は，その業務体制について記載した書類を作成し，発注者からその提出を求められたときは，これに応じなければならない。

２　受注者は，前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは，これに応じなければならない。

第２条　受注者は，業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し，発注者からその提出を求められたときは，これに応じなければならない。

２　受注者は，前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは，これに応じなければならない。

第３条　受注者は，業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について，発注者からその提出又は提示を求められたときは，これに応じなければならない。

２　受注者は，前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは，これに応じなければならない。

別記２　特に定めた契約条件

【土木設計業務等業務委託契約書（第５－２号様式），建築設計業務委託契約書（第５－３号様式）】

（契約の保証）

第１条　本則第４条第２項中「10分の１以上」とあるのは「10分の３以上」と読み替えて適用するものとする。

２　本則第４条第５項中「10分の１」とあるのは「10分の３」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第２条　本則第50条第２項中「10分の１」とあるのは「10分の３」と読み替えて適用するものとする。

【建設工事監理業務委託契約書（第５－４号様式）】

（契約の保証）

第１条　本則第４条第２項中「10分の１以上」とあるのは「10分の３以上」と読み替えて適用するものとする。

２　本則第４条第５項中「10分の１」とあるのは「10分の３」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第２条　本則第44条第２項中「10分の１」とあるのは「10分の３」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書（第５－１－２号様式）】

（契約の保証）

第１条　本則第３条第２項中「10分の１（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の３（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額の３倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

２　本則第３条第５項中「10分の１（規則第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の３（規則第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額の３倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第２条　本則第34条第２項中「10分の１に相当する額（規則第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の３に相当する額（規則第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額の３倍）」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書（第５－１－４号様式）】

（契約の保証）

第１条　本則第３条第２項中「10分の１（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の３（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額の３倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

２　本則第３条第５項中「10分の１（規則第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の３（規則第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額の３倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第２条　本則第33条第２項中「10分の１に相当する額（規則第20条第９号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の３に相当する額（規則第20条第9号に該当する場合にあっては，仙台市財政局長が別に定める基準による額の３倍）」と読み替えて適用するものとする。

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領

（平成15年10月21日財政局長決裁）

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁。以下「要綱」という。）第１２条の規定に基づき，要綱の実施要領を次のとおり定める。

第１　（様式）

１　要綱第６条第１項に規定する同条２項各号に掲げる事項に関する資料は，様式１によるものとする。

２　要綱第６条第３項に規定する低価格調査票は，様式２によるものとする。

３　要綱第８条第１項に規定する低入札価格調査結果表は，様式３によるものとする。

附　則

（実施期日）

１　この要領は平成15年10月28日から実施する。

（経過措置）

２　この要領の規定は，この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し，同日前に発注手続に着手したものについては，なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この改正は平成16年3月15日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は，この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し，同日前に発注手続に着手したものについては，なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この改正は平成19年７月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は，平成19年７月18日以後に発注手続に着手する契約について適用し，同日前に発注手続に着手したものについては，なお従前の例による。

附　則（平成29年3月14日改正）

この改正は，平成29 年4 月1日から実施する。

附　則（平成31年3月14日改正）

この改正は，平成31年4月1日から実施する。

様式　1

調　査　票

調　査　項　目	内　　容
①業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制	
②労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能な場合の理由	
③現在実施している業務のその実施状況	
④価格の算定に当たり，技術計算等について外注している場合にあっては，その外注内容	

⑤以前受託した業務委託における実施状況	
⑥経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

様式　２

低　価　格　調　査　票

（１／２）

１　調査概要

業　務　名				調査年月日	年　月　日
入札業者名				入札年月日	年　月　日
調査実施者	契約権者		設計担当課長		
調査出席者					
予定価格	円	調査基準価格	円	入札価格	円

２　調査結果

調　査　項　目	調　　査　　結　　果
①業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制	
②当該低価格入札者が，労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては，その理由	
③当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況	
④当該低価格入札者が価格の算定に当たり，技術計算等について外注している場合にあっては，その外注内容	

⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況	
⑥当該低価格入札者の経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

３　対応方針

契約権者の対応方針	

様式　３

低　入　札　価　格　調　査　結　果　表

　　年　　月　　日開催した契約事務（　　）委員会において，下記のとおり決定した。

契約事務（　　）委員会
委員長

記

業務名				
予定価格：Ａ	円		調査基準価格:Ｂ	円
低価格入札者名	入札価格（円） Ｃ	入札率（%） Ｃ／Ａ	調査結果の表示	
			契約の内容に適合した履行等の当否	理由
摘要				

※１　「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には，「当」又は「否」を記入すること。
※２　「理由」の欄は，「契約の内容に適合した履行等の当否」に「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。